

四街道市第3回農業委員会議事録

令和6年6月10日(月)

第3回農業委員会総会会議次第

日時： 令和6年 6月10日
午後 2時

場所： 福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

8番 細野 裕樹 委員

9番 勝山 高治 委員

3. 議 事

議案第1号 令和6年度第3次農用地利用集積計画（案）の決定について

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について

協議報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について

協議報告第5号 生産緑地のあっせんについて

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員（14名）議席順

1番 梅澤久史	2番 江原清
3番 佐藤由美子	5番 林田静治
6番 井岡信夫	7番 小金井貞夫
8番 細野裕樹	9番 勝山高治
10番 石川博行	11番 佐藤慎一
12番 中村礼奈	13番 溝口貴久
14番 橋本豊	15番 三石浩

欠席委員なし

会議に出席した事務局職員の職・氏名

局長補佐	菅原 英明
主任主事	酒井 哲也
主事	遅澤 瑞希

令和6年度第3回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和6年6月10日（月）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 第一会議室

1. 開 会

○議 長（江原会長） 令和6年度第3回定例農業委員会総会を開会いたします。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

○事務局

本日の出席委員は14名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は、8番細野委員、9番勝山委員にお願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

3. 議 事

○議 長 議案第1号「令和6年度第3次農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号 令和6年度第3次農用地利用集積計画（案）の決定について、四街道市長より、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定を求められたものです。

2ページになりますが、第3次農用地利用集積計画（案）です。今回は、更新3件となります。また、借受者は、1人です。

番号1につきましては、内黒田の畑3筆で更新、利用権は使用貸借、終期は令和9年6月30日となります。

番号2につきましては、内黒田の畑3筆で更新、利用権は使用貸借、終期は令和9年6月30日となります。

番号3につきましては、内黒田の畑4筆で更新、利用権は使用貸借、終期は令和9年6月30日となります。

3ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

- 議 長 議案第1号につきまして、事務局から説明がありました。
質問等はございますか。

(質問・意見なし)

- 議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

- 議 長 議案第1号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議 長 全員賛成ですので、議案第1号につきましては、可決いたします。

- 議 長 次に、協議報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

- 事務局 4ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項及び2項の2件です。市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、駐車場及び専用住宅に転用する届出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

- 議 長 次に、協議報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

- 事務局 5ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項から次ページの6項までの6件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、所有権の移転をし専用住宅及び共同住宅に転用する届出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第3号「農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 7ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について、千葉地方法務局より農地の転用事実に関する照会があり、調査の結果を回答したので報告致します。

整理番号1項につきましては、5月9日に農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局で現地確認を行い、20年以上前から山林であったことを確認したため、非農地と回答いたしました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第4号「農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 8ページをお開き下さい。

協議報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告致します。

整理番号1項の資材置場及び駐車場への転用につきましては、5月8日に農業委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第5号「生産緑地のあっせんについて」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 9ページをお開き下さい。

協議報告第5号 生産緑地のあっせんについて、生産緑地法第17条の2に基づき、四街道市長から生産緑地のあっせんについて農業委員会に協力を求められたものです。

10ページをお開きください。

生産緑地の取得の斡旋公告です。

所在地につきましては、11ページ及び12ページの案内図等をご覧ください

当該地は、鹿渡の畑1，404平方メートルの畑で、売渡希望価格は2億円、平米単価にすると約14万2，450円です。

買取者の資格は、農業に従事でき、農地法第3条による許可の取得が見込まれる者です。

申出期限は令和6年7月5日金曜日です。

今回の斡旋が不調であった場合は、生産緑地が解除され、土地所有者により農地転用等の処分が可能となります。

内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

- 議 長 協議報告第1号から第5号について、事務局から説明がありました。
質問はございますか。

(質問・意見なし)

- 議 長 質問が無いようですので、協議報告第1号から第5号は、終了いたします。

- 議 長 以上で、本日の議案及び協議報告については、終了いたします。

4. その他

- 議 長 次に、その他に入ります。
委員から何かございますか。

(発言なし)

- 議 長 事務局から何かありますか。

- 事務局 事務局から活動記録簿の記入や報告について、説明と依頼があった。

- 議 長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

7月の開催予定については、事前調査会が7月2日の火曜日に、第1班の委員にお願い致します。

また、総会が7月10日水曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階会議室1です。

農地相談日は7月2日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願いします。

5. 閉 会

- 議 長 以上で、本日の日程はすべて終了致しましたので、会議を閉会します。

終了 午後2時21分

令和6年6月10日

農業委員会長

議事録署名委員

8番

9番